

## 水道ビジョン改訂の骨子（案）

この骨子は、平成16年策定の水道ビジョンについて、改訂にあたっての方針等を示したものであり、本趣旨に添って改訂を行うものとする。

（改訂の方針を斜体、追加する内容をゴシック体、現行ビジョンから変更しない内容（一部のみ）を明朝体＋下線で記述）

### 水道ビジョンの改訂について

（水道ビジョン改訂の趣旨、及び改訂の進め方等について記載する。）

- ・ 当初の水道ビジョンには短期的な施策と長期的な施策が含まれ、3年程度を目途にレビューが必要とされていた。
- ・ 策定後3年が経過したことから、平成19年度に、関係分野の専門家や有識者で構成する水道ビジョンフォローアップ検討会を設置し、1年間をかけて検討を行った。検討会において、水道ビジョンに掲げた施策及び施策目標の見直し検討を行ったところ、実施済み、もしくは、早期に実施可能な施策もあれば、進捗が遅れている施策も見受けられた。遅れている施策についても、方策を考えながら早期達成を目指すこととした。
- ・ 現時点での目標の達成度から将来の見通しを予測、施策・方策の追加見直しなどを行い、より充実した具体的な指針として水道ビジョンを改訂した。

### 1. 水道ビジョンの目的

（最新データを反映するなど、時点修正を行う。）

本ビジョンの目標期間は21世紀の中頃を見通しつつ、平成16年から概ね10年間とした。

### 2. 水道の現況と将来の見通し

（フォローアップの結果を踏まえて、最新データの反映や取組事例を記載するなど、時点修正を行う。）

#### (1) 安全な水、快適な水が供給されているか

#### (2) いつでも使えるように供給されているか

- ・ 市町村統合が急激に進み、水道の広域化・統合事例が増加。都道府県や水道事業者等においては、今後の水道事業の在り方を広域化へ要求、検討事例が増えつつある。

- ・新潟県中越・能登半島・新潟県中越沖地震と大規模地震の頻発と長期間の断水となった現実、今後の南海・東南海、東海地震等の襲来が予測されているなかで、災害対策等の充実が求められているが、水道施設の耐震化が数値に見える形で進んでいない。

(3) 将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか

- ・更新期を迎えた水道資産について、将来の施設改築や更新に向けて自己資金の確保を計画的に行っていない水道事業者が少なからず存在する。

(4) 水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか

- ・環境問題への対応の重要性に関して、水道事業として温暖化対策について主体的かつ積極的に貢献することが求められている。

(5) 世界の中で我が国の水道はどのような役割を果たすべきか

- ・平成19年に提唱されたアジア・ゲートウェイ構想に基づく取組の推進等が求められている。

### 3. 目指すべき方向性

### 4. 長期的な政策目標

### 5. 政策目標達成のための総合的な水道施策の推進

(フォローアップの結果を踏まえて、取組事例を記載するなどの時点修正を行う。)

#### (1) 水道の運営基盤の強化

##### ア. 新たな概念の広域化の推進

- ・市町村合併による水道事業の統合や簡易水道補助制度見直しによる同一行政区域内の簡易水道と水道事業の統合が今後進展していくことが見込まれる中で、道州制等の政府の動向にも注視しつつ、従来の広域化の概念を広げた新たな水道広域化に向けた検討を進めるとともに、簡易水道等の小規模水道の維持管理強化に向けた共同管理手法の検討を進める。

##### イ. 新たな社会情勢に対応した最適な事業形態の選択

- ・各種運営形態の特性を理解した上で、各種手引き等も活用しつつ、各々の水道事業が抱える課題に対応するための最適な運営形態の選択について幅広い検討を行う。
- ・自己責任による水道事業運営の透明性確保の観点から、民間部門の活用状況の適正な評価を含めた、第三者機関等による客観的かつ公正な業務評価を実施する仕組みの検討を進めるとともに、水道事業に携わる技術者の水準の確保のための取組を継続的に進める。

- ・ 現在の水道法に基づく事業認可や立入検査等の規制体系が社会経済情勢の変化に応じて適切に運用されるよう検討を行うとともに、自立的で持続可能な水道事業運営に資するバランスのとれた指導監督システムのあり方について検討を進める。

#### ウ. 中長期的財政収支に基づく計画的な施設の整備・更新

- ・ 水道事業者等が、社会情勢の変化に適切かつ迅速に対応し、需要者の理解を得つつ、中長期の施設整備・更新見通し及び財政見通しを主体的かつ自律的に立案し、施設の効率的な改築更新を实践できるよう、アセットマネジメントの水道事業への活用や行政による効果的な支援・指導体制等について検討を行う。

#### エ. 公平で適正な費用負担による給水の確保

- ・ 中長期の施設整備・更新見通し及び財政見通しに応じた更新積立金等による改築更新費用を確保しつつ、持続可能な水道事業経営の維持に資するべく、現在及び将来の需要者の負担の公平性の視点に立った水道料金体系について幅広く検討する。

### (2) 安心・快適な給水の確保

#### ア. 未規制施設対策の推進及び給水安全度の向上

- ・ 貯水槽水道については、管理状況の検査の受検率が低く、受検率の向上に向けた検討を行う。
- ・ 飲用井戸については、水質検査の受検率が低く水質基準に適合していないものが多数存在しているが、施設数の実態把握自体も困難な状況であるため、まずは対象の重点化を図りつつ計画的に施設の把握を進めるための方策についての検討を行う。

#### イ. 水質管理の徹底、連携の強化及び情報公開の推進

- ・ 原水から給水までの各工程において汚染リスクに応じ適性に管理を実施するため、水安全計画の普及・定着を進める。

#### ウ. 効率的な技術の導入により、サービス水準の向上を実現

### (3) 災害対策等の充実

#### ア. 災害対策の充実と基幹施設を中心とした水道施設の耐震化の推進

- ・ 基幹施設、基幹管路の耐震化、水道事業者の耐震化計画が十分に策定されていない状況であり、水道施設の災害対策、耐震化の一層の促進を図る。基幹水道施設については最大級の強さをもつ地震に対しても、施設の機能が保持される耐震性を備えた施設整備を進める。

#### イ. 地域の特性を踏まえた渇水対策の推進

#### ウ. 相互連携、広域化による面的な安全性確保、投資の最適化に向けた関係機関との連携

### (4) 環境・エネルギー対策の強化

#### ア. 資源消費の節約、廃棄物減量化等の環境負荷の低減、水の持つエネルギーの有効利用等による環境保全への貢献

- ・ 地球温暖化対策が政府全体における重要課題となっている中、公益サービス提供者であるとともにエネルギー消費業種でもある水道事業においても、温暖化対策

(省エネルギー対策)への主体的な貢献を果たすべく、各水道事業の特性及び実態等に応じた対策を積極的に進める。

イ. 水利用のシステムの水循環系の中での再構築

- ・ 水道事業は、水循環系が健全に機能していることに依存して成立しており、関係者との連携という観点から水安全計画の活用等により水道事業者では対応できない危機の分析とその対応策の検討を行う。

(5) 世界の中で我が国の水道はどのような役割を果たすべきか

ア. 我が国の経験を生かした諸外国の技術水準向上への貢献

- ・ アジア・ゲートウェイ構想の最重要項目に水道事業の海外進出促進が盛り込まれるなど、水道事業の国際展開が重要政策として位置づけられたことから、これを踏まえた取組を進める。

イ. さらなる国際展開のための国内体制の整備

ウ. 国際化の推進及び国際競争力の強化

- ・ 国際貢献、国際展開の積極的な支援に向けた検討を実施するために、水道産業国際展開推進事業費が確保されたことを踏まえ、途上国への政府開発援助（ODA）による施設の整備に主眼を置いた従前の協力にとどまらず、民間の技術力や資本力を活用することも視野に入れた国際貢献、国際展開の積極的な支援に向けた検討を進める。
- ・ ISO/TC224が国際規格化され、ISO/TC224の国内規格となる業務指標（PI）を示した「水道事業ガイドライン」が策定されたことを踏まえ、業務指標（PI）の国内でのより一層の活用や有効利用の検討、及び日本の指標が世界標準となるような国際的な展開を視野にいれた検討を行う。

6. 各種方策の連携による目標の早期達成

(1) 各種方策の相乗効果の発揮

(2) 施策目標及び方策

(今回の改訂では、目標達成のために必要な方策全般のさらなる充実や活用を図ることに主眼をおき、施策目標の変更は行わない。)

ア. 水道の運営基盤の強化に係る方策

イ. 安心・快適な給水の確保に係る方策

ウ. 災害対策等の充実に係る方策

エ. 環境・エネルギー対策の強化に係る方策

オ. 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の充実に係る方策

(3) 制度的対応

(4) 技術開発・技術者の確保

## 7. レビューに基づく水道施策の重点取組項目

(5つの施策群ごとに今回実施したレビュー(施策目標の達成状況／施策の進捗状況／総合評価／今後の課題)の結果浮き彫りになった課題を踏まえ、各施策群の主要施策ごとに、今後重点的に取り組むべき対策及び対策実施主体を明確にし、今回のレビューの成果の要約的な位置付けとして記載する。)

6に掲げた施策目標の達成状況や水道をとりまく環境の変化について平成19年度にレビューを行った結果、達成状況の芳しくないものもあり、各施策目標の達成は必ずしも容易ではないと考えられた。今後は、6に掲げた各種方策の実施に当たり、特に以下に掲げる項目について重点的に取り組むべきである。

### (1) 水道の運営基盤の強化

【主要施策1：新たな概念による広域化の推進及び集中と分散を最適に組み合わせた水供給システムの構築】

○新たな水道広域化を推進するための制度面での具体的な検討(新広域化人口の定義見直しを含む)を行う。【国／都道府県等】

○将来的な水道の運営基盤の確保のために持続的な経営、健全な水道施設、質の高い技術力による安定的な維持管理等が必要不可欠であることを踏まえ、そのような運営基盤を確保するための水道の事業規模等について検討を行う。【国／都道府県等／水道事業者等】

【主要施策2：最適な運営形態の選択及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築】

○水道の運営管理に係る民間部門の活用について需要者等の理解が得られるよう、民間部門による業務が所期の目的を達成しているか否かを客観的に評価する仕組みを確立する。【国／都道府県等／水道事業者等】

○自己責任による水道事業経営の透明性を確保する観点から、第三者機関等による公正な業務評価を実施する仕組みについて検討する。【国】

○今後、水道施設の将来の改築・更新需要ピークや技術者の大量退職を迎える中、安心・安全な水道水の安定的な供給を確保し、現在と同等の水準を確保すべく、水道事業者等自らによる水道技術の継承や官民等連携による技術者の育成・確保等に資する検討を行う。【国／都道府県等／水道事業者等】

○安心・安全な水道水が供給され、今後も持続的に供給されるかといった観点から、水道施設の適正な運転・維持管理や改築・更新、危機管理体制の確立等に資すべく、認可等の要件見直しや補助制度の充実等に係る検討・対応を随時行っていくとともに、従来の認可等による事前規制から適切な運営等が実施されているか否かを確認するための事後監督型の行政システムへの重点の移行について検討を進める。

【国／都道府県等】

【主要施策３：コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新】

- 水道事業が受益者負担を原則としており、将来の改築・更新にあたって、住民等の需要者の理解を得ながら改築・更新費用の確保を図ることが重要であることを踏まえ、需要者への説明責任を果たした水道施設の効果的・効率的な技術的管理・運営（アセットマネジメント）の検討や更新積立金等の資金確保方策の検討、改築・更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情報提供のあり方についての検討を推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】

## (2) 安心・快適な給水の確保

【主要施策１：原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上】

- 水道水質管理の更なる徹底のため、水安全計画の普及・定着も含め、水道施設管理の適切性と透明性を確保するための手法について検討を行う。【国】
- 水質事故、異臭味被害状況の改善のため、水道水源流域等の関係者の連携の強化に向けた具体的取組について検討を行う。【国／都道府県等／水道事業者等】

【主要施策２：未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実】

- 貯水槽水道の管理の体制、制度については、検査結果等の使用者への情報提供や、問題があった場合に円滑な改善を図る仕組み等について検討を行うとともに、直結給水への切替を促進する。【国／都道府県等／水道事業者】
- 飲用井戸等については、まずは、対象の重点化を図りつつ計画的に施設の把握を進めるための方策及び評価指標の検討を行う。また、水道事業者が衛生部局と連携して技術的管理を支援するための方策について検討を行う。【国／都道府県等】
- 水質管理の向上のためには、利用者の関心を高めることが必要であり、特に小規模施設についても水質検査結果の利用者への提供等について検討を行う。【国／都道府県等】

【主要施策３：給水管・給水用具の信頼性の向上】

- 逆流防止措置に関して引き続き調査、検討を進める。クロスコネクション防止に向け、危険性の高い施設を重点に啓発を図る。【国／都道府県等／水道事業者】
- 鉛製給水管の布設替え促進のため、総合的な布設替え事業を推進していく。特に水道事業者が比較的関与のしやすい公道部については、着実な布設替えが求められる。【国／都道府県等／水道事業者】

【主要施策４：より高度な水質管理技術の導入の促進】

- 安心・快適な給水の確保に係る技術開発については、産学官の連携による取組を

より一層推進する。【専門家／検査機関／国／都道府県等／水道事業者等】

### (3) 災害対策等の充実

#### 【主要施策 1：地震対策の充実、確実な対応】

- 水道事業者等において耐震化事業を計画的に実施していくために、耐震化計画の策定、実施に向けた取組を推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】
- 耐震性が特に低い石綿セメント管について、優先的に適切な耐震性能を有する管種・継手へ布設替えが図られるよう、取組を推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】
- 耐震化の推進のためには需要者の理解を得る必要があり、特に重要な水道施設の耐震化の状況について、需要者への情報提供等を推進する。【水道事業者等】

#### 【主要施策 2：地域特性を踏まえた渇水対策の推進】

- 近年の少雨化傾向等を踏まえ、地域の実情や特性に応じて水道水源開発等を計画的に進めるなど、渇水対策の充実を図る。【国／都道府県等／水道事業者等】

#### 【主要施策 3：相互連携、広域化による面的な安全性の確保

##### 主要施策 4：災害発生時の事後対策の充実】

- 水道事業者間の相互連携が図れるよう、緊急時用連絡管の整備も含め、災害発生時に必要な水を供給する応急給水体制や応急復旧体制の整備を推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】
- 水道事業者において危機管理マニュアル等の整備が促進されるよう、引き続き危機管理体制の整備を推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】

### (4) 環境・エネルギー対策の強化

#### 【主要施策 1：水道運営への経済性と環境保全のWin-Win アプローチの導入

##### 主要施策 2：水利用を通じた環境保全への積極的な貢献】

- 「水道事業における環境対策の手引書」等を活用し、環境対策（資源の循環的利用、省エネルギー・再生可能エネルギー対策（地球温暖化対策）、水資源の有効利用等）に係る各種取組をより積極的かつ計画的に実施する。【水道事業者等】
- 水道事業者等における環境・エネルギー対策の各種取組事例及び実績等に関する情報の収集・分析を行い、事業規模・特性に応じた対策導入に関する情報を水道事業者等に提供し、水道事業者等の更なる取組促進を支援する。【国】
- 水道運営の経済性（持続可能な水道運営）との両立も勘案した上で、水道事業及び水道利用に係る各種環境・エネルギー対策の一層の推進を図り、施策目標の全国的な達成を実現するために必要な方策について引き続き検討する。【国】

【主要施策3：健全な水循環系の構築に向けた連携強化・水道施設の再構築】

- 水道事業は水循環系が健全に機能していることに依存して成立していることを踏まえ、関係者との連携という観点から水安全計画の活用等により水道事業者では対応できない危機の分析とその対応策の検討を推進する。【国／水道事業者等】

(5) 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

【主要施策1：水道分野の国際貢献の推進

主要施策2：国際調和の推進等我が国水道の国際化】

- これまで発展途上国に対する技術協力、政府開発援助は施設の整備に主眼が置かれていたが、施設の維持管理を、民間活用・人材育成を行いつつ長期的なスパンで実施するための具体的方策について検討を行う。【国／水道事業者等／水道関係団体等】
- 職員の減少等により、水道事業者等が主体となった従来の体制による国際協力の継続に困難が生じると予想されることから、水道分野の国際協力を支える国内体制の整備に向けた検討を行う。【国／水道事業者等】
- 国際機関、国際的活動、他国との連携、協力を一層強化するための取組を推進する。また、取組にあたっては、相手国の経済発展に対応した水道事業の育成を支援する国際協力の在り方を検討する。【国／水道事業者等】
- 上記の取組等を踏まえ、アジア・ゲートウェイ構想に基づく措置について積極的な取組を進める。【国】
- 業務指標について国内でのより一層の活用やその有効利用方法の検討を進めるとともに、日本の指標が世界標準となるよう国際的な展開を進めていくことについて検討する。【国／水道事業者等／水道関係団体等】

8. 関係者の参加による目標の達成

(地域水道ビジョンの推進に向けた取組を記載し、関係者の参加と地域水道ビジョンの2項に分けて解説する。)

(1) 関係者の参加

(2) 地域水道ビジョン

- ・「水道ビジョン」では、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像とそれを実現するための具体的な施策、行程等を示しており、諸課題に適切に対処していくためには、これらの方針を踏まえた水道事業者等による積極的かつ計画的な取組が必要であり、水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須であるとして、「地域水道ビジョン」の作成推奨、「地域水道ビジョン作成の手引き」を取りまとめた。
- ・「地域水道ビジョン」作成にあたっては、水道広域化の基本的な政策方向等に基づ



づき、広域的観点から市町村を越えた視点での取組についても具体的な目標設定を検討する必要がある、都道府県単位による「地域水道ビジョン」作成を推奨する。

## 9. スケジュール

(フォローアップの結果を踏まえて時点修正を行う。目標年次については1の表現と整合させ具体的年度を削除する。)

- ・ 平成16年6月の水道ビジョン策定において、段階的かつ着実な施策目標の達成を図るため、短期的な対応と中長期的な対応のスケジュールを示した。短期的な対応は水道ビジョン策定後3年以内の実行を目標としていたことから、平成19年度に施策の進捗状況のレビューを行うとともに、水道を取り巻く環境の変化について整理し、水道ビジョンを改訂した。
- ・ 今後は、各施策目標の早期達成を目指し、7に示す各重点取組項目の着実な推進を図る。
- ・ 実施スケジュールを別紙に示す。

## 10. フォローアップ

(次回レビューの具体的年度を削除する。)

- ・ 改訂された水道ビジョンに基づく、施策目標の達成状況及び各施策・方策の進捗状況を踏まえ、適宜再検討を行う。
- ・ 次回のレビューは、中長期的な対応に向けての施策の進捗状況などを適宜公表しつつ、適切な時期に行うものとする。

### 別紙 水道ビジョン実施スケジュール

(現行の別紙1は、要点を7に盛り込んだ上で削除し、別紙2については、5つの施策群の進捗状況と今後の重点取組項目について時間軸で整理し別紙とする。)

### 水道ビジョンフォローアップ検討会 委員名簿・検討経緯

(フォローアップ検討会分を追記)